

盛岡広域振興局長告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年5月17日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312205362	G・S・M	紫波郡矢巾町大字広宮沢第10地割512番地20	令和6年5月30日